

ODAを通じたジェンダーへの取組

開発途上国における社会通念や社会システムは、一般的に、男性の視点に基づいて形成されていることが多いため、女性は様々な面で脆弱な立場に置かれています。開発途上国の持続的な開発を実現していくためには、男女の均等な開発への参加と受益を図る必要があります。

日本は、ODA大綱やODA中期政策において、ジェンダーの視点を重視することを明記しています。これらに基づき、開発におけるジェンダー平等を推進するための具体的なガイドラインとして、2005年には「ジェンダーと開発（GAD）イニシアティブ」を発表しました。GADイニシアティブは、日本のODAにおけるジェンダー主流化^(注7)のための基本的なアプローチを明確にするとともに、ODA大綱の重点課題である貧困削減、持続的成長、地球規模の問題への取組、平和の構築について、ジェンダーの視点に立った具体的取組を包括的に示しています。

ジェンダー平等に特に配慮した支援として、日本は2005年から2008年にかけて、アフガニスタンの女性課題省の各州への出先機関である州女性局と協力し、女性の組織化や起業支援を行いました。また、女性課題省が各州女性局を通じて女性を支援できるように、各地域の女性のニーズを調査・把握し、関係省庁やほかの関連機関と連携して女性の経済活動を促進するための環境整備に努めました。さらに、国際機関との連携においても、日本が国連開発計画（UNDP）内に設立した日・UNDPパートナーシップ基金などを通じ、ジェンダー平等に特に配慮した支援を実施しています。

第2節 課題別の取組

政府開発援助（ODA）大綱では、貧困削減、持続的成長、地球規模課題への取組、および平和の構築の4つを重点課題として掲げています。本節では、これらの課題について最近の日本の取組を紹介します。

1. 貧困削減

（1）教育

教育は、貧困削減のために必要な経済社会開発において重要な役割を果たすとともに、個人が自らの才能と能力を伸ばし、尊厳を持って生活することを可能にします。しかし世界には、学校に通うことのできない子どもが約7,200万人おり、そのうち女子が54%を占

めています。最低限の識字能力を持たない成人も約7億5,900万人にのぼり、その3分の2は女性です^(注8)。このような状況の改善に向け、国際社会は「万人のための教育（EFA^(注9)）」の実現を目指しています。

< 日本の取組 >

日本は、従来、「国づくり」と「人づくり」を重視しており、開発途上国の基礎教育や高等教育、職業訓練の拡充などの幅広い分野における教育支援を行っています。2002年には「成長のための基礎教育イニシ

アティブ（BEGIN^(注10)）」を発表し、教育の機会の確保や質の向上、マネジメント改善を重点項目に、学校建設や教員養成などハード・ソフト両面を組み合わせた支援を行っています。また、2015年までに初等教育の

注7： ジェンダー主流化とは、あらゆる分野でのジェンダー平等を達成するための手段。GADイニシアティブでの「開発におけるジェンダー主流化」とは、「すべての開発政策や施策、事業は男女それぞれに異なる影響を及ぼすという前提に立ち、すべての開発政策、施策、事業の計画、実施、モニタリング、評価のあらゆる段階で、男女それぞれの開発課題やニーズ、インパクトを明確にしていくプロセス」と定義。

注8：（出典）UNESCO「EFAグローバル・モニタリング・レポート2010」（2010）

注9： EFA: Education for All: 1990年にタイのジョムティエンで開催された「万人のための教育世界会議」において、基礎教育（生きるために必要な知識・技能を獲得するための教育および基礎的学習のニーズを満たすための教育）がすべての子ども、青年、成人に提供されねばならないことが確認された。

注10： BEGIN: Basic Education for Growth Initiative

完全普及を目指す国際的な枠組みであるファスト・トラック・イニシアティブ(FTI^(注11))においては、2008年1月からG8議長国として共同議長および運営委員を務め、FTIの議論および改革への取組に深く関与するとともに、FTIの関連基金に対して、2007年度および2008年度に総額約360万ドルを拠出しました。

2008年4月、高村外務大臣(当時)は、EFAの自立と持続可能性に関する国際シンポジウム^(注12)において「万人のための教育—自立と成長を支える人材育成のために—」と題する政策演説を行いました。そこで、質・量両面における基礎教育のさらなる充実、基礎教育を超えた多様な教育段階における支援強化、教育と他分野との連携、内外を通じた全員参加型の取組を重視すべきとのメッセージを発信しました。その具体的取組として、2008年からの5年間で、アフリカにおいて約5,500教室から構成される約1,000校の学校の建設、全世界で約30万人(うちアフリカで約10万人)の理数科教員の能力向上、アフリカにおける学校運営改善の取組の1万校への拡充を表明しました。また、識字分野では、アフガニスタンにおいて、2008年から4年間で国連教育科学文化機関(UNESCO)を通

じた、総額約15億円となる無償資金協力により約30万人の識字教育を実施しており、同国の識字教育の推進に貢献しています。

近年では、国境を越えた高等教育機関のネットワーク化の推進や周辺地域各国との共同研究、「留学生30万人計画」に基づく日本の高等教育機関への留学生受入など多様な方策を通じて開発途上国の人材育成を支援しています。さらに、国内の大学が持つ「知」(研究成果や高度人材育成機能)を活用して国際協力の質的向上を目指す「国際協力イニシアティブ」事業を実施しています。その主な取組として、日本の教育研究関係者が持つ知見をもとに国際協力に有用な教材やガイドラインなどを作成し、それらを広く活用できるよう公開しています。また、「青年海外協力隊現職教員特別参加制度^(注13)」を通じて現職教員の青年海外協力隊への参加を促す努力を行っています。開発途上国へ派遣された現職教員は、現地において教育や社会の発展に貢献するとともに、帰国後には国内の教育現場でその経験を活かしています。

イエメン国タイズ州地域女子教育向上計画プロジェクト

男女間での就学率格差が最も大きい国の一つであるイエメンにおいて、学校・コミュニティが主体となって女子教育改善に取り組むモデルを開発しました。2005年から2008年にかけて、技術協力を通して西部のタイズ州教育局の行政能力向上、コミュニティの教育への参加促進、学校の運営能力の改善を図り、その結果、対象学校の男女就学数が増加しました(男子1.29倍、女子1.5倍)。また、協力開始時には「男女が平等に教育の権利を有する」と答えた校長はわずか9.4%でしたが、3年後には96.6%に上昇しました。



プロジェクトのキャラクター「Amalちゃん」
(写真提供：JICA)

エジプト・日本科学技術大学(E-JUST)プロジェクト

他の開発途上国と同様に若年層の人口が急増しているエジプトは、大学教育のマスプロ化と教育の質の改善という問題に直面しています。日本は、エジプト政府の要請にこたえ、2008年10月に技術協力プロジェクトの実施により、JICA専門家派遣などを通じて「エジプト・日本科学技術大学(E-JUST: Egypt-Japan University of Science and Technology)」の設立に向けた支援を始めました。E-JUSTは「日本式の工学教育の特徴を活かした少人数の大学院・研究重視、実践的かつ国際水準の教育提供」をコンセプトとする国立大学で、2009年9月から開校しています。同大学は将来、エジプト、中東、アフリカ諸国の経済・社会発展をリードする優秀な人材を輩出することが期待されています。



日・エジプト関係者が建設予定地に
(写真提供：JICA)

注11：FTI:Fast Track Initiative:EFAダカール行動の枠組みやMDGsに含まれている「2015年までの初等教育の完全普及」の達成促進を目指す国際的な支援の枠組みで、2002年4月に設立。

注12：4月21日から25日にかけて東京にて行われた「万人のための教育(EFA)」実務者会合及び関連会合の一環として、外務省、広島大学、早稲田大学の共催で開催されたシンポジウム。

注13：文部科学省がJICAに推薦した教員は、一次選考の技術試験が免除され、また日本の学年に合せて、派遣前訓練開始から派遣終了までの期間を4月から翌年の3月までの2年間(通常2年3か月)とするなど、現職教員が参加しやすい仕組みとなっている。

(2) 保健医療・福祉、人口

開発途上国に住む人々の多くは、先進国であれば日常的に受けられる基礎的な保健医療サービスを受けられません。さらに、予防接種制度や衛生環境などが整備されておらず、感染症や栄養障害、下痢などにより、一日に2万5,000人以上の5歳未満の子どもが命を落としています^(注14)。また、助産師など専門技能者による緊急産科医療が受けられないため、年間50万人以上の妊産婦が命を落としています。

< 日本の取組 >

日本は、2000年のG8九州・沖縄サミットにてサミット史上初めて、感染症を主要議題の一つとして取り上げました。2005年には保健関連のミレニアム開発目標(MDGs)達成に貢献することを目的とした『『保健と開発』に関するイニシアティブ』を打ち出し、感染症対策、母子保健、保健システム強化を含む包括的なアプローチと、水・衛生、基礎教育といった保健と密接に関連する分野との連携に配慮した支援を行っています。また、HIV/エイズ、結核、マラリア対策のため、世界エイズ・結核・マラリア対策基金(世界基金)を通じた取組を行っており、世界基金に対し、2009年3月までに約10億4,000万ドルを拠出しました。

▶ 感染症対策については、53ページを参照してください。

母子保健に関しては、妊産婦の健康改善のため、現場の医療従事者育成支援、産科施設の整備や機材供与、緊急産科医療の質の向上に関する取組を実施しています。また、インフラ整備による医療機関へのアクセス改善、継続ケアの視点を取り入れた母子手帳の普及、妊産婦健診普及、妊産婦の健康管理の支援や、乳幼児の死亡・疾病の低減にも取り組んでいます。家族計画に関しては、特に思春期人口への教育を重視した、望まない妊娠や早すぎる出産を避けるための啓発活動および避妊具(薬)の配布などの支援を行っています。具体的取組として、2008年3

一方で、世界の人口は増加の一途をたどっており、2050年には92億人に達することが見込まれています^(注15)。一般的に人口増加率は開発途上国の中でも貧しい国ほど高く、さらなる貧困や失業、飢餓、教育の遅れ、環境悪化などにつながります。このような観点からも、人口問題に大きな影響を与え得る母子保健、家族計画を含むリプロダクティブ・ヘルス^(注16)やHIV/エイズへの対策が急務となっています。

月から11月にかけて、国連人口基金(UNFPA)を通じてエチオピアの約8万2,000人の女性に対し、不衛生な水による感染症を防ぐコミュニティ教育、妊産婦および新生児の死亡率減少を目的とした出産・産後ケア、家族計画などのリプロダクティブ・ヘルス教育支援を行いました。

2008年7月のG8北海道洞爺湖サミットでは、この包括的アプローチの重要性を提起し、G8としての合意をとりまとめ、G8保健専門家による「国際保健に関する洞爺湖行動指針^(注17)」を発表しました。さらに、2008年5月には三大感染症に関する国際会議、11月には保健システム強化に関する国際会議を官民連携で開催し、保健分野での国際的議論を牽引しています^(注18)。2009年1月には、日本の有識者が保健システム強化のための提言書^(注19)を策定し、それを受けて日本は提言内容の具現化について国内外のステークホルダーとともに取り組んでいます。

また、2002年以降「保健分野における日米パートナーシップ」の下で、米国国際開発庁(USAID)との連携を進めています。2009年6月には、G8北海道洞爺湖サミットの成果などを踏まえて、新たなアクションプランを策定しており、より効果的、効率的な援助の促進に取り組んでいます。

注14：(出典)WHO "World Health Statistics"(2008)

注15：(出典)国連人口基金「2008年世界人口白書」(2008)

注16：性と生殖に関する健康を指す。

注17：本文書は、G8保健専門家によるG8首脳に対する提言書であり、G8北海道洞爺湖サミット成果文書において歓迎された。

注18：2008年5月23日～24日、東京で「国際シンポジウム―沖縄から洞爺湖へ『人間の安全保障』から見た三大感染症への新たなビジョン」を共催。また、同年11月3日～4日、東京で、G8北海道洞爺湖サミット・フォローアップ「保健システム強化に向けたグローバル・アクションに関する国際会議」を共催。

注19：「国際保健の課題と日本の貢献」研究会は、上記国際会議を踏まえ、国際タスクフォースを組織し、「G8北海道洞爺湖サミット・フォローアップ―保健システム強化に向けたグローバル・アクション：G8への提言」を策定し、保健人材、保健財政、保健情報に関する具体的提言を行った。

アフリカ15か国「きれいな病院」プログラム

日本の製造業で発達し、医療現場でも用いられている品質管理手法「5S(整理、整頓、清掃、清潔、しつけ)」を、アフリカ15か国の保健行政と病院の代表者に研修を通じて習得してもらい、各国のモデルとなる病院で職員全員が参加した職場環境の改善への取組が始まっています。5Sによる取組は、働く人の創意工夫で身近な職場環境が良くなり、さらには、人々に提供する医療サービスも良くなることができると好評です。たとえばタンザニアでは、当初一つの病院で開始されましたが、現在では約10か所の病院に広がっています。



(写真提供：JICA)

地方分権における母子保健向上のための地域保健計画(第3国研修)プロジェクト(インドネシア)

インドネシアでは、妊産婦の健康が大きな課題となっていました。日本の母子健康手帳活動を学んで帰国した研修員が中心となってインドネシア語版の母子健康手帳を開発しました。日本政府の協力の下1994年に試行され、2004年には国の制度として正式に認められ、今では全国33州において多くの妊婦や子どもに利用されるまでになりました。現在インドネシアでは、母子健康手帳を普及してきた経験を、これから母子手帳を導入しようと検討している国々や地域の人々への研修を通じて共有する取組が始まっており、これまでにアフガニスタンやパレスチナ自治区などからの研修員が参加しました。



(写真提供：今村健志郎／JICA)

(3) 水と衛生

水と衛生の問題は人の生命にかかわる重要な問題です。水道や井戸など安全な水を利用できない人口は2006年に世界で約8億8,400万人、下水道などの

基本的な衛生施設を利用できない人口は約25億人にのぼります^(注20)。さらに、水と衛生の問題により年間約150万人の子どもが命を落としています^(注21)。

< 日本の取組 >

2006年に開かれた第4回世界水フォーラムで日本は「水と衛生に関する拡大パートナーシップ・イニシアティブ(WASABI^(注22))」を発表しました。水と衛生分野で援助実績が世界一である日本は、同分野に関する豊富な経験、知見や技術を活かし、統合的水資源管理の推進、安全な飲料水と衛生の供給、食料増産などのための水利用支援、水質汚濁防止と生態系保全、水関連災害による被害の軽減などソフト・ハード両面での包括的な支援を実施しています。2008年5月のTICAD IVでは、給水施設や衛生施設の整備および水資源管理に関する人材育成などの支援策および「水の防衛隊(W-SAT)」の派遣を表明しました^(注23)。さらに、2008年7月のG8北海道洞爺湖サミットでは水と衛生の問題を約5年ぶりに取り上げ、循環型

水資源管理の重要性を確認し、これを推進することを通じて水資源の持続的利用を促進しています。



セネガルの給水塔(写真提供: 今村健志郎 / JICA)

イキトス下水道整備計画(ペルー)

アマゾン地方の主要都市であるロレト州イキトスでは、上水使用量の増加による下水量の増加が見込まれていますが、同市には下水処理施設がなく、さらに下水道接続率が約7割にとどまっています。そのため、汚水が未処理のままアマゾン川に流入しているのみならず、雨季には汚水と混じった雨水が市内地域にあふれだす状態にあります。日本は、約66億円の円借款を通じて下水道施設の整備支援を行うことにより、同地域の住民の衛生状態、生活環境の改善に貢献することを目指しています。本計画にかかる貸付資金は、下水処理場、ポンプ場の建設、下水道網整備やコンサルティング・サービス費用などに充当されています。

バグダッド下水施設改善計画(イラク)

度重なる紛争によりイラクでは、上下水道をはじめとする基礎インフラの機能が大幅に低下しています。さらに、適切な維持・管理が長年にわたり行われてこなかったため、施設・設備の老朽化が進んでいます。そこで日本は、約21億円の円借款を通じてバグダッド市カルク地区の下水処理場の拡張および老朽化したポンプ場設備の改修などにかかる基本設備を支援し、チグリス川の水質改善および浸水軽減による市街地の衛生環境の改善を目指しています。

注20: (出典)WHO/UNICEF "Progress on Drinking-water and Sanitation" (2008)

注21: (出典)UNICEF "Progress for Children: A Report Card on Water and Sanitation" (2006)

注22: WASABI: Water and Sanitation Broad Partnership Initiative

注23: 「水の防衛隊(W-SAT)」に関する詳細は、アフリカ(サブ・サハラ)地域の実績(78ページ)を参照。

2. 持続的成長

(1) 経済社会基盤

開発途上国における貧困の削減のためには、貧困層に直接資する貧困対策や社会開発分野の支援のみならず、経済成長を通じた持続的成長が不可欠で

す。そのためには、開発途上国の発展の基盤となる経済社会基盤(インフラ)の整備が重要です。

< 日本の取組 >

日本は、開発途上国の開発政策に基づいて、インフラ整備の支援とこれらインフラを整備、管理、運営するための人材育成を行っています。具体的なインフラ整備としては、都市と農村の交流拡大や災害からの安全確保、および海外との貿易・投資の促進などに資

する、道路、港湾、空港などの整備を行っています。また、教育、保健、安全な水・衛生、住居の確保、病院や学校などへのアクセス改善などに資する社会インフラ整備や、地域経済の活性化のため農水産物市場や漁港などの整備を行っています。

タジュラ湾海上輸送力増強計画(ジブチ)

首都ジブチやタジュラ、オボックなどの主要都市は、タジュラ湾沿岸に位置し、船舶輸送が伝統的に一般市民の足でした。しかし、運航の中心だった中型フェリー船が老朽化し、2004年にはついに運航不能となりました。そこで日本は、それに代わるフェリーボート、防舷ゴム材に必要な資金を無償供与しています。これにより、首都ジブチと北部主要2都市を結ぶ公共海上交通路が整備され、年間約2万6,000人の乗客、1,150台の自動車、輸送貨物量約1,500トンの輸送が可能となる予定です。

(2) 情報通信技術 (ICT^(注24))

情報通信技術 (ICT) の普及は、産業の高度化、生産性の向上を通じて、持続的な経済成長の実現に寄与します。また、ICTの積極的な活用は、政府による情報公開の促進や、放送メディアの整備などを

通じた民主化の土台となるガバナンス改善、利便性・サービス向上による市民社会の強化につながるため、非常に重要です。

< 日本の取組 >

日本は地域・国家間で存在する情報通信技術の格差を解消するため、積極的に支援を行っています。ICT分野は基本的に民間主導で発展する分野であり、支援の対象は主に、開発途上国における通信・放

送インフラの構築およびそのための法整備や人材育成といった、民間部門には馴染まない分野を中心としています。さらに、技術的に優れた地上デジタル放送日本方式の海外普及にも取り組んでいます。

注24 : ICT: Information and Communication Technology

ハノイ工科大学ITSS教育能力強化プロジェクト(ベトナム)

ベトナムは、IT分野を成長率の高い将来性のある産業分野と位置付け、同分野の教育および人材育成を積極的に進めていますが、大学・研究機関の資機材や資金、最新技術に精通した教員・専門技術者の不足などにより、産業界が求める人材の育成を十分行えていません。そこで日本は、2006年10月からハノイ工科大学を対象に技術協力プロジェクトを行っています^(注25)。専門家派遣や研修員受入れを通じて、学習計画や教材などの作成、社会人向けの集中講座の実施などを行っており、ベトナムのIT分野の教育機関やIT産業における優秀な人材の育成、およびIT技術の進展を通じた同国の産業競争力の強化に貢献しています^(注26)。また、このプロジェクトは、日本のITスキル標準(ITSS^(注27))に基づく日本語環境でのIT技術者の教育を推進しており、日本とベトナムのIT産業界をつなぐ人材(ブリッジSE^(注28):日本とベトナムのIT企業を結ぶ架け橋)を育成することが期待されています。

(3) 貿易、投資、ODA以外の資金との連携

開発途上国の持続的成長のためには、民間セクターの主導的な役割が鍵となり、産業振興や貿易・投資などの民間活動の活性化が重要です。しかし、

数々の課題を抱える開発途上国では、民間投資を呼び込むための環境整備を行うことが困難な場合があり、国際社会からの支援が不可欠です。

< 日本の取組 >

ODAやそれ以外の公的資金(OOF^(注29))を活用して、日本は開発途上国内の中小企業振興や産業技術の移転、経済政策などの支援を行っています。また、開発途上国の輸出能力や競争力を向上させるため、貿易・投資環境や経済基盤の整備も支援しています。2001年にスタートした「世界貿易機関(WTO)ドーハ・ラウンド交渉(ドーハ開発アジェンダ)」においても、多角的自由貿易体制への参画を通じて開発促進が重視されています。日本は、WTOに設けられた信託基金に拠出し、開発途上国のWTO協定履行および交渉参加能力向上などを目指しています。

日本市場へのアクセスに関しては、一般特惠関税制度(GSP^(注30))により、開発途上国産品の輸入時において一般の関税率よりも低い税率を適用し、特に後発開発途上国(LDC)諸国に対しては無税無枠措置^(注31)を行っています。また、日本は、経済連携協定(EPA)を積極的に推進しており、EPAを通じても開

発途上国の経済成長の促進を図っています。

こうした日本を含む先進国による支援をさらに推進するものとして、近年、様々な国際フォーラムにおいて「貿易のための援助(AfT^(注32))」に関する議論が活発化しています。2009年7月のWTO第2回「貿易のための援助」グローバル・レビュー会合にて日本は、2009年から2011年の3年間に総額約120億ドルの貿易関連プロジェクトへの支援を含む「開発イニシアティブ2009」という独自の貢献策を発表し、多くの国から高い評価を得ました。具体的な取組としては、貿易関連インフラの供与や技術協力、さらに「一村一品キャンペーン」にも関係する支援を行っています。また、開発途上国への民間投資を呼び込むため、開発途上国特有の課題を抽出し、投資を促進するための対策を現地政府に提言するなど、民間投資を促進するための支援を行っています。

注25：2006年から2008年にかけてフェーズ1、2009年3月からフェーズ2を実施中。

注26：円借款プロジェクト(2005年度承諾)により、IT教育のための資機材供与、日本語教員派遣、日本への留学生派遣についての支援等も行っている。

注27：ITSS:Information Technology Skill Standard、経済産業省が策定したITスキル標準のこと。

注28：SE: System Engineer

注29：OOF: Other Official Flows

注30：GSP: Generalized System of Preferences

注31：これまでLDCに対する無税無枠措置の対象品目を拡大してきており、品目数では約98%、貿易額では99%超が無税無枠での輸入が可能となっている(2009年12月現在)。

注32：AfT: Aid for Trade

囲み 2

貿易のための援助

2008年9月の世界的な金融・経済危機の後、世界貿易は低迷が続いています。この厳しい状況を克服するには、先進国や新興国が保護主義を抑止しつつ、自由貿易体制を維持する努力を行うとともに、後発開発途上国(LDC)を含む開発途上国の多角的貿易体制へのさらなる統合を後押ししていくことが不可欠であり、これを様々な局面から支援するのが「貿易のための援助(AfT:Aid for Trade)」です。貿易自由化と「貿易のための援助」は、世界貿易再活性化のための車の両輪であるといえます。

「貿易のための援助」は、開発途上国が世界貿易機関(WTO)を中心とする多角的貿易体制の下で、貿易を通じて経済成長を達成することを目的とし、開発途上国に対して貿易関連のキャパシティ・ビルディングやインフラ整備の支援を行います。

日本は、この「貿易のための援助」に積極的に貢献するとの観点から、日本の援助手法を組み合わせた包括的アプローチである「開発イニシアティブ^{*1}」を2005年に発表し、このイニシアティブに基づき、「貿易のための援助」の主要ドナー^{*2}として第4回アフリカ開発会議(TICAD IV)におけるODA倍増を含めた貿易・投資分野の対アフリカ支援、開発途上国の市場参入を支援する「一村一品キャンペーン」といった特色ある支援などを実施し、3年間で所期の目標を達成しました。こうした実績は、これまでのアフリカ地域やアジア太平洋地域のレビュー会合^{*3}において、

高い評価を得ています。

現下の世界経済情勢なども踏まえ、日本は、2009年7月に、ジュネーブ(スイス)で開催された世界貿易機関(WTO)と経済協力開発機構(OECD)の共催による「第2回貿易のための援助グローバル・レビュー会合^{*4}」の機会を捉え、新たな戦略として「開発イニシアティブ2009」を発表しました。このイニシアティブに基づき、日本政府は2009年から2011年の3年間に、以下の支援を実施していく予定です。

- (1) 前回のイニシアティブでの目標を上回る総額120億ドルの「貿易のための援助」関連の二国間援助を行うとともに、人的能力拡充の需要にこたえ、4万人の専門家派遣・研修員受入れを行う技術協力を実施する。
- (2) 市場開放努力の面では、一般特惠関税制度(GSP)について制度全体に対する見直しを行う。
- (3) 貿易金融分野では、G20ロンドン・サミットなどにおいて表明したコミットメントを着実に実施する。

こうした日本のリーダーシップは、上記のグローバル・レビュー会合(政府、JICAに加えて邦銀の関係者も参加)で高い評価を受け、日本をはじめとする先進国が「貿易のための援助」を着実に支援していくことで開発途上国の世界貿易への参画が促進されていくことが期待されています。

*1：2006年から2008年の3年間で、「生産」、「流通・販売」、「購入」の3つの局面それぞれについて、「知識・技術」、「資金」、「人」、「制度」への支援を組み合わせ、合計100億ドルの資金協力をし、また、この分野での技術協力として合計1万人の専門家派遣・研修員受入れを行う。さらに、LDC諸国へは原則無税枠の市場アクセスを供与する。

*2：2006年は第1位(約46億ドル)、2007年は米国、世界銀行に次ぐ第3位(約44億ドル)。2008年は約78億ドル(順位は未定)。

*3：アフリカ地域レビュー会合は2009年4月ルサカ(ザンビア)で、アジア太平洋地域レビュー会合は同年5月シェム・リアップ(カンボジア)で開催。

*4：第1回会合は、2007年11月開催。

一村一品キャンペーン

アジア、アフリカなど開発途上国の民族性豊かな手工芸品、織物、玩具など魅力的な商品を掘り起こし、より多くの人々に知ってもらうことで、開発途上国の商品の輸出向上を支援する取組です。生産方法、商品開発や販路の拡大などに磨きをかけ、世界的に通用する商品の育成を図ることで、地域活性化を目指しています。日本国内の主要国際空港では、開発途上国の産品を販売し日本の消費者の方々に紹介する「一村一品マーケット」が運営されています。

投資促進(フィリピン)

日本は、フィリピン貿易産業省投資委員会(BOI)に対して、「投資促進アドバイザー」を派遣しています。同アドバイザーは、BOI委員長に対して組織・業務改善などを提言するとともに、フィリピン政府の投資促進計画の改訂作業に関する助言・指導や、BOIの海外市場マーケティング能力の改善のために指導を行っています。また、フィリピンにおいては日系企業による投資の重要性が高いことを踏まえ、BOIと進出日系企業の対話の促進や連携強化のための働きかけ、特定産業育成のための政策立案支援を通じて、ビジネス投資環境の改善に取り組んでいます。

(4) 農業

開発途上国の貧困層は4人に3人の割合で農村部に居住しており、そのほとんどが生計を農業に依存しています。ミレニアム開発目標(MDGs)は、貧困削

減および飢餓撲滅を主要な目標に掲げており、持続可能な経済成長を通じた貧困削減には、農業・農村開発が重要です。

< 日本の取組 >

貧困削減のため農業分野における協力を重視するとともに、地球規模の問題としての食料問題に積極的に取り組んでいます。短期的には、食料不足に直面している開発途上国のための食料支援を、中長期的には、持続可能な農業開発への、開発途上国のオーナーシップを支援するため、取組を進めています。

具体的には、日本の経験や知見を活用した稲作技術や農民組織化の支援、かんがい施設といったインフラの整備などを実施しています。また、アフリカにおけるネリカ米などの生産技術の普及および研究開発の支援も行っています。さらに、国際機関(国連食糧農業機関(FAO)、国際農業開発基金(IFAD)、国際農業研究協議グループ(CGIAR)、国連世界食糧計画(WFP)など)を通じた支援を行っています。

また、2008年に開かれた第4回アフリカ開発会議(TICAD IV)のサイドイベントにて、アフリカ稲作振興のための共同体(CARD^(注33))が発表されました。これは、稲作振興に関心のあるアフリカの米生産国と連携し、援助国やアフリカ地域機関および国際機関などが参加する協議グループで、サブ・サハラ・アフリカの米生産量を、現行の1,400万トンから10年間で2,800万トンに倍増することを目標としています。

さらに、2009年7月のG8ラケイラ・サミットの食料安全保障に関する拡大会合では、日本は2010年から2012年の3年間にインフラを含む農業関連分野において、少なくとも約30億ドルの支援を行う用意があると表明しました。

稲研究・研修センター建設計画(ウガンダ)

農業開発はウガンダに対する援助の重点分野であり、日本は、技術協力にてアフリカ向け新品種米である「ネリカ米」の開発を支援しました。しかし、その研究・研修の拠点となるウガンダの国立作物資源研究所は建設後約60年が経過し、施設および機材の老朽化が進んでいます。そこで、日本は同研究所に、実習施設、研修棟、研修用かんがい施設、寄宿舍といった施設や、農業機械、農機修理機材、研修用トラクターといった機材を無償供与しました。これら支援を通じ、稲作研究・研修の質の向上が図られ、ウガンダにおける稲作に関する人材育成、稲作振興が促進され、米生産性の向上に寄与することが期待されています。



(写真提供：JICA)

注33：CARD:Coalition for African Rice Development

パンジャブ州かんがいシステム改善計画(パキスタン)

パキスタン全体で生産される小麦、綿の約8割を生産しているパンジャブ州では、農業生産性の向上が課題となっています。そのため日本は、約114億円の円借款を通じて、同州におけるかんがい施設・水資源管理関連施設の改修、かんがいサービスの改善、農民組織の設立・育成を支援しています。これらの支援を通じ、水利利用の効率化、農業生産性の向上、貧困層の多い小規模農家の所得向上を図っています。

(5) 政策立案・制度整備

開発途上国の持続的成長のためには、経済社会基盤の整備とともに政策立案・制度整備や人づくりが重要です。そのためには、汚職の撲滅、法・制度の改

革、行政の効率化・透明化、地方政府の行政能力の向上などへの支援が必要です。

< 日本の取組 >

政策立案・制度整備支援の一環として、法制度整備支援を進めています。法制度整備は良い統治(グッド・ガバナンス)に基づく自助努力を通じた国の発展となるものです。同分野への支援は「人と人との協力」の代表例であり、日本の顔が見える援助の一翼を担っています。また、それにより開発途上国の法制度が整備されれば日本企業の活動の円滑化にもつながります。2009年4月には関係省庁の局長級会議で「法制度整備支援に関する基本方針^(注34)」が策定され、同月、第21回海外経済協力会議により了承されました。そこでは、法制度整備支援にかかわる基本的な考え方、アジアを中心とする国々への支援の現状、課題と今後の方向性がまとめられました。日本の法制度整備支援は、日本のソフトパワーによる支援であり、アジアの成長力強化を下支えするために重要な役割を果たしています。

また、民主的発展の支援のために、法制度、司法制度、行政制度、公務員制度、警察制度などの各種制度整備や組織強化支援、選挙支援、市民社会の強化、女性の地位向上支援などの取組を行っています。汚職の防止や統計能力の向上、地方行政能力の向上の支援も行っており、タイ、ベトナム、カンボジア、バングラデシュ、パキスタンといったアジア諸国、パラグアイ、ホンジュラスなどの中南米諸国、タンザニア、ザンビアなどのアフリカ諸国への協力を行っています。

さらに、特定のプロジェクトだけではなく、開発途上

国の財政に資金を投入する政策立案・制度改善支援も実施しています。たとえば、2004年度以降、インドネシアに対し、世界銀行やアジア開発銀行と協調して開発政策借款(DPL^(注35))を供与しています。DPLは、マクロ経済の安定化、投資環境の改善、公共財政管理、汚職撲滅などのガバナンス分野における改革推進や貧困削減を対象にしています。

国内治安維持の要となる警察機関の能力向上については、制度づくりや行政能力向上への支援など人材育成に重点を置きつつ、日本の警察による国際協力の実績と経験を踏まえた知識・技術の移転と、施設整備や機材供与を組み合わせた支援を実施しています。警察庁では、インドネシア、フィリピンなどのアジア諸国を中心に専門家の派遣や研修の受入れを行っており、文民警察として国民に信頼される日本の警察の姿勢や事件捜査、鑑識技術の移転を目指しています。このほか無償資金協力により無線機や交番、鑑識機材などを供与しており、無線通信網の整備により、市民からの通報に迅速な対応が可能となり、また物証に基づく捜査技術が向上するなど、市民生活の安全に貢献しています。



(写真提供：JICA)

注34：2008年1月に開かれた第13回海外経済協力会議にて、法制度整備支援が海外経済協力の重要な一分野として戦略的に進めていくべきことが確認され、本基本方針はこれを受けたもの。

注35：DPL:Development Policy Loan

カンボジア法制度整備プロジェクト

20年にわたる内戦の終結後、カンボジアでは基本法体系が十分に整備されておらず、また法曹人材がきわめて少ない状況でした。このため日本は、1999年から法制度整備プロジェクトを開始し、日・カ合同起草チームによる民法・民事訴訟法の起草支援や立法化支援(2006年7月に民事訴訟法公布、2007年12月に民法公布)、および附属法令の起草支援を行いました。2008年からは、両法が適切に運用されることを目指し、附属法令の整備、司法省の能力強化、新法の普及活動を支援しています。裁判官・検察官などの法曹人材育成も支援しており、公正な司法の実現に向け一体的に取り組んでいます。



カンボジアの民法と民事訴訟法(写真提供: JICA)

(6) 債務問題への取組

開発途上国が、債務として受け入れた資金を有効に利用し、将来的に成長が実現するなど、返済能力が確保される限りにおいては、債務は経済成長に資

するものです。しかし、返済能力が乏しく過剰に債務を抱える場合には、債務は開発途上国の持続的成長の阻害要因となります。

< 日本の取組 >

債務問題は、債務国自身が改革努力などを通じて自ら解決しなければならない問題ですが、過大な債務が開発途上国の発展の足かせになってしまうことは避けなければなりません。最貧国の債務問題に関しては、これまでに35か国の重債務貧困国(HIPCs)が拡大HIPCイニシアティブ^(注36)の適用を受けており、経済・社会改革などへの取組が一定の段階に達した結果、2008年度までに、24か国に対して包括的な債務削減が実施されています。2005年のG8グリーンイーグルズ・サミットでは、HIPCが国際通貨基金(IMF)、国際開発協会(IDA)およびアフリカ開発基金に対して抱える債務を100%削減するとの提案に合意がなされました^(注37)。

また、重債務貧困国以外の低所得国や中所得国

についても、重い債務を負っている国があり、こうした問題に適切に対応するため、2003年にパリクラブ^(注38)において「エビアン・アプローチ」(パリクラブの債務リストラに関する新たなアプローチ)が合意されました。エビアン・アプローチでは、重債務貧困国以外の低所得国や中所得国を対象に、従来以上に債務国の債務持続可能性に焦点を当て、各債務国の状況に見合った措置が個別に検討され、債務持続に困難がある国に関しては、一定の条件を満たした場合、包括的な債務救済措置がとられることになりました。日本は、パリクラブなどの国際的な枠組みにおける合意などに基づき、債務の繰延^(注39)、免除、削減などの措置によって、債務救済措置に協力しています。

注36：1999年のG8ケルン・サミットにおいて合意されたイニシアティブ。重債務貧困国に対する既存の国際的な債務救済イニシアティブをさらに拡充し、債権の100%の削減等を行うこととしたもの。

注37：マルチ債務救済イニシアティブ(MDRI: Multilateral Debt Relief Initiative)

注38：特定の国の公的債務の繰延に関して債権国が集まり協議する非公式グループ。フランスが議長国となり、債務累積国からの要請に基づき債権国をパリに招集して開催されてきたことから「パリクラブ」と呼ばれる。

注39：債務の繰延とは、債務救済手段の一つであり、債務国の債務支払の負担を軽減するために、一定期間債務の返済を延期する措置。

(7) 文化復興・振興

開発途上国では、その国の文化の振興に対する関心が高まっています。たとえば、その国を象徴するような文化遺産は、観光資源として周辺住民の社会発展に有効に活用できるだけでなく、その国の人々の誇りでもあります。しかし、開発途上国では、危機にさらされている文化遺産も多く、そのような文化遺産を守

るための支援は、人々の心情に直接訴えかけるとともに、長期的に効果が持続する協力の形といえます。また、これら人類共通の貴重な文化遺産の保護は、開発途上国のみならず国際社会全体で取り組むべき課題といえます。

< 日本の取組 >

日本は、世界でもあまり例を見ない、文化・高等教育振興のためのプロジェクト支援を目的とした文化無償資金協力(一般文化無償資金協力および草の根文化無償資金協力)により、日本語教育や、柔道・空手などの日本武道振興、日本文化紹介事業などにも使用される機材の供与や施設の整備などを行っています。これらの取組を通じて、開発途上国の将来を担う青少年の健全な育成を通じた人づくり支援、日本と相手国との文化分野での交流促進、および「人」と「人」との交流を通じた相互理解の促進を図っています。

さらに日本は、国連教育科学文化機関(ユネスコ)に文化遺産保存日本信託基金を設置し、文化遺産の保存・修復作業、そのために必要な国際専門家の派遣や機材供与、事前調査などを行い、特に現地の人材育成に力を入れた協力を実施しています。さらには、いわゆる有形の文化遺産だけでなく、伝統的な舞踊や音楽、工芸技術、口承伝承などの無形文化遺産についても、同じくユネスコに設置した無形文化遺産保存日本信託基金を通じ、継承者の育成や記録保存などの事業に対する支援を行っています。

日本伝統武道への支援を通じた人づくり

世界の多くの国で、青少年の心身の健全な育成に役立つスポーツとして、柔道、空手、剣道といった日本の伝統武道が広く愛好されています。しかし、開発途上国では畳、道着などが不足し、活動に支障をきたしているところも多くあります。それらの活動を支援し、日本と相手国とのスポーツ分野での交流の促進および開発途上国の将来を担う人づくりに貢献すべく、2008年度には一般文化無償資金協力や、草の根文化無償資金協力を実施しました。この協力を通じて、ザンビアやソロモンなど計8か国のスポーツ団体が必要な器材を購入するために総額約6,450万円の資金を供与しました。

無形文化遺産保存日本信託基金

「バヌアツの砂絵」は、単なる芸術表現のみにとどまらず、部族間の通信、知識・技術などの継承のためのコミュニケーション手段でもあります。現在、継承者が減少して消滅の危機にあることから、日本はユネスコと協力して、砂絵の記録や法的保護制度の整備などを行い、現在では砂絵の研究が学校教育に取り込まれています。



(写真提供：ユネスコ)

3.地球規模問題への取組

(1) 環境問題

環境問題は、1970年代に国際的に議論され始めました。1992年の国連環境開発会議「地球サミット(UNCED^(注40))」、2002年の「持続可能な開発に関する世界首脳会議(WSSD^(注41))」での議論を経て、国際的にその重要性が、より一層強く認識されま

した。2008年7月のG8北海道洞爺湖サミットにおいては、環境・気候変動は主要テーマの一つとして取り上げられ、建設的な議論がなされました。環境問題は、未来の人類の繁栄のためにも、国際社会全体として取り組んでいく必要がある課題です。

< 日本の取組 >

環境汚染対策においては、日本は多くの経験や技術を蓄積しており、それらを開発途上国の公害問題に活用しています。特に、急速な経済成長を遂げつつあるアジア諸国を中心に、都市部での公害対策や生活環境改善(大気汚染、水質汚濁、廃棄物処理など)への支援を進めています。

自然環境保全については、住民の貧困削減を考慮しつつ開発途上国の自然保護区などの保全管理、持続可能な森林経営の推進、砂漠化対策および自然資源管理の支援を行っています。それらを通じ、開発途上国における生物多様性の保全を図っています。また、日本も参加している生物多様性条約の下では、2010年までに、生物多様性の損失速度を顕著に減少させる「2010年目標」が設定されており、日本はこの目標を達成するため、様々な取組を行っています。



マングローブが生い茂る汽水域にも不法投棄などの環境破壊が進んでいる(トンガ)
(写真提供：JICA)

▶ 環境・気候変動問題や生物多様性への取組に関する日本の実績については、第I部第3章(16ページ)を参照してください。

環境開発計画(フィリピン)

フィリピンでは、マニラ首都圏を中心に、人口の増加、経済活動の活発化が進む一方、水不足、水質汚濁、大気汚染、廃棄物排出量の増加など、生活環境の悪化が深刻となっています。しかし、環境改善のための設備投資促進は、一般的に収益を生みがたく、民間金融機関による中長期の資金供給はあまり進んでいません。このような状況を受け、日本は、現地の民間企業、地方自治体、政府出資企業に対し、約248億円の円借款を通じて環境保全のための設備投資に必要な中長期資金を融資しています。貸付資金は①水供給・水質保全(上下水道施設の整備)、②再生可能エネルギー、③産業公害防止、④固形・医療・有害廃棄物処理、への融資およびコンサルティング・サービス費用に充当されています。

注40：UNCED:United Nations Conference on Environment and Development
注41：WSSD:World Summit on Sustainable Development

囲み 3

地球規模課題に対応する科学技術協力

気候変動や感染症など、喫緊の地球規模の課題に対しては、日本のみで対応しているのでは不十分であり、開発途上国の対応能力を向上させていくことが不可欠です。そして、その能力向上には科学技術が大きな役割を果たします。このような考えから、日本の有するすぐれた科学技術に対して開発途上国から高い期待が寄せられており、「科学技術外交」の一環として、科学技術を外交資産・ツールとして活用する「地球規模課題に対応する科学技術協力」を実施しています。

2008年4月から始まった「地球規模課題対応国際科学技術協力」は、日本と開発途上国の大学や研究機関の間で、科学技術の開発・応用や新しい知見の獲得のための共同研究を実施するものです。環境・エネルギー、防災、感染症対策などの地球規模課題について、日本と開発途上国の大学や研究機関が、外務省・独立行政法人国際協力機構（JICA）および文部科学省・独立行政法人科学技術振興機構（JST）の連携による支援の下で国際共同研究を実施するもので、地球規模課題の解決および科学技術水準の向上につながる成果を創出するとともに、開発途上国研究機関の科学技術水準の向上と総

合的な対処能力の向上を図ることを目的としています。さらに、単なる技術協力にとどまらず、共同研究が日本と開発途上国の双方の資産となり、相互受益をもたらす形となることを目指しています。

2008年から海面上昇による影響を強く受ける、標高の低い小さな島・ツバルのフナフチ環礁では、東京大学をはじめとする日本の研究チームと、ツバル環境局、南太平洋大学などが、海面上昇に対して復元力の高い国土づくりに取り組んでいます。この研究は、環礁島の形成・維持メカニズムに基づいて、ツバルの現状と海面上昇後の島の状況を評価・予測し、サンゴや微生物（有孔虫）による砂の生産と海岸への堆積を促して長期的な島の維持を図ることを目的としています。

● 2009年度採択案件の分野・地域構成

	アジア	アフリカ	その他	合計
環境・エネルギー	5	4	3	12
防災	3	1	1	5
感染症	2	1	1	4
合計	10	6	5	21

注：環境・エネルギーには生物資源を含む。

(2) 感染症

HIV/エイズ、結核、マラリアなどの感染症は、個人のみならず、開発途上国の経済社会発展にとっても大きな問題です。また、2009年4月には新型インフルエンザA（H1N1）が発生し、世界中に感染が広がりました。アジア地域やエジプトで被害が続いている高病原性鳥インフルエンザA（H5N1）から発生する可能

性のある新型インフルエンザも依然として脅威となっています。さらに、シャーガス病、ギニア・ウォーム症、フィラリア症、住血吸虫症など「顧みられない熱帯病^(注42)」と呼ばれる寄生虫症に関しては、全世界で約10億人が感染しており^(注43)、開発途上国に多大な社会・経済的損失を与えています。

＜日本の取組＞

HIV/エイズ、結核、マラリアの三大感染症については、世界エイズ・結核・マラリア対策基金（世界基金）を通じた支援に力を入れており、日本はこれまでに10億4,000万ドルを拠出しています。また、結核については、日本は高水準の研究・検査・治療技術を持って

います。「ストップ結核世界計画2006～2015（Global Plan to Stop TB 2006～2015）」に基づき、世界保健機関（WHO）が示している結核高負担国などの被害の深刻な国に対して抗結核薬や検査機材の供与を行っています。2008年7月には、外務省、厚生労働

注42：Neglected Tropical Diseases

注43：(出典)WHO and The Carter Center “Integrated Control of the Neglected Tropical Diseases” (2008)

省、JICA、結核予防会およびNGOストップ結核パートナーシップが連携して、結核対策の国際協力に取り組んでいくことを表明しました。発表された行動計画には、戦後の結核対策で培った経験や技術を活かした医療支援や人材育成を行うことや、世界基金を活用した国際協力の推進に向けて官民が連携することなどが盛り込まれました。

乳幼児死亡の主な原因の一つであるマラリアに関しては、国連児童基金（UNICEF）を通じて蚊帳の供与を行うなどの支援をしています。HIV/エイズに関しては、感染予防、検査、カウンセリング・サービス（VCT^{注44}）、治療などの医療体制の整備支援を行っています。インフルエンザに関しては、H1N1インフルエンザワクチンを開発途上国において接種するため、2009年9月WHOを通じて約11億円の緊急無償資金協力を実施しました。また、将来発生し得る新型インフルエンザに備えるため、ASEAN、アジア欧州会合（ASEM）との協力による抗ウイルス薬などの備蓄

や供与、WHOやUNICEFなど国際機関との連携による啓発や能力強化、二国間協力による発生状況の監視体制の強化などを推進しています。さらに家きん段階における対策が緊急の課題であることから、国際獣疫事務局（OIE）を通じてアジア地域における高病原性鳥インフルエンザ対策を実施しています。世界的根絶が課題となっているポリオについては、流行国に指定されているナイジェリア、インド、アフガニスタン、パキスタンの4か国を中心に、UNICEFを通じたポリオ・ワクチン供与の支援を行っています。

また、日本は、世界に先駆けて中米諸国のシャーガス病対策に取り組んでいます。具体的には、媒介虫対策体制確立を支援することで感染のリスクの減少に貢献しています。また、フィラリア症についても、駆虫剤と啓発教材の供与および協力隊員による啓発予防活動などを通じて、大幅な新規患者数の減少や非流行状態の維持を目指しています。

マスメディアを通じたエイズ教育プロジェクト（ガーナ）

ガーナのHIV感染率は1.9%（2007年）ですが、若者感染率は2.6%と上昇傾向にあり、HIV/エイズ予防対策が課題となっています。そこで日本は、ガーナの2州10郡において、2005年からHIV/エイズや性感染症に関する教育・啓発およびコンドームの供与などのサービスへのアクセス改善を行い、若者の行動変容を促進しています。活動を通じて、若者のHIV/エイズや性感染症に対する知識が増え、またVCT（自発的エイズ検査）を受診したいと考える若者も90%近くまで上りました。また、検査施設が23件に増えるなどサービス提供の機会も増え、若者の感染リスク行動を軽減するための社会環境が整いつつあります。



（写真提供：JICA）

結核対策プロジェクト（カンボジア）

カンボジアでは死因の多くが感染症によるもので、そのうち結核感染が上位に入っています。日本は1999年からDOTS（直接監視下における短期化学療法）の拡大を支援し、全国で約750のヘルスセンターでDOTSを提供できるようになりました（フェーズ1）。2004年からは、官民連携やコミュニティによるDOTSを取り入れ、結核/エイズ重複感染症などの課題への対応、急速に拡大したDOTSサービスの質的向上などを支援しています（フェーズ2）。その結果、結核患者発見率は70%、治療成功率は85%を達成し、国際的な目標に到達しました。



（写真提供：JICA）

注44：VCT: Voluntary Counseling and Testing（自発的エイズ検査）

(3) 食料

2008年の食料価格高騰に伴い、多くの開発途上国で飢餓や貧困の脅威が増大し、社会不安が拡大しました。国連食糧農業機関（FAO）によると、2009年の栄養不足人口は約10億2,000万人と予測されており、ミレニアム開発目標（MDGs）が掲げる2015年までの飢餓人口の割合半減の経路から遠ざかりつつあ

ります。また、紛争、自然災害、金融・経済危機の発生などにより、食料支援の必要性は高まっています。さらに、社会的セーフティネットの確保や栄養改善、食糧増産による需給バランスの改善など、多面的な施策が必要です。

<日本の取組>

このような状況を踏まえ、日本は、食糧援助を行っています。2008年度には、二国間食糧援助として24件、計163億4,000万円の支援を行いました。また、多国間食糧援助では、主に国連世界食糧計画（WFP）を通じて、緊急食糧援助、教育の機会促進や地域社

会の自立をサポートする食糧支援などを実施しています。2008年度には総額約260億円をWFPの事業に拠出しました。

▶ 農業に関する日本の実績については、農業分野の実績（45ページ）を参照してください。

アジア食料安全保障情報整備強化支援事業

日本は従来、ASEAN諸国間の情報ネットワーク整備や食料・農業統計データの改善を通して、ASEAN地域の食料安全保障に貢献してきました。現在日本は、生産予測情報などの整備にかかわる地域研修や地域ワークショップの開催を行っています。また、域内格差是正のため域内先発途上国による後発途上国への技術支援を促進しています。日本は生産予測情報などの整備において、豊富な経験・ノウハウなどを有しており、これらの取組により、ASEAN全域の食料安全保障がより迅速かつ的確に把握・監視され、強化されることが期待されています。



（写真提供：WFP）

囲み 4

食料安全保障と日本の取組

～官民連携モデルで海外農業投資を促進へ～

2008年、食料需給のひっ迫や投機資金の流入などにより、食料価格は史上最高値を記録しました。食料輸出国の一部は、自国の食料確保のために輸出規制を行い、これがさらなる価格上昇を招きました。このため、多くの開発途上国において飢餓が拡大するとともに、食料が手に入らなくなるかもしれないという不安が高まり、暴動が発生する国もありました。現在、食料価格はピーク時に比べて落ち着きを取り戻したものの依然高水準で推移しており、開発途上国では食料危機はいまだ去っておらず、世界の栄養不足人口は10億人を超える見込みです。

こうした事態への根本的な解決策として、農業投資の促進によって食料生産を拡大することが重要となっています。世界全体の農業生産力を強化することは、食料の約6割を輸入に依存する日本への食料の安定供給の確保にもつながります。一方、近年、食料輸入国の企業や欧米の投資家による開発途上国の農地への大規模投資が活発化しており、これを「新植民地主義」あるいは「農地争奪」と批判する声もあります。

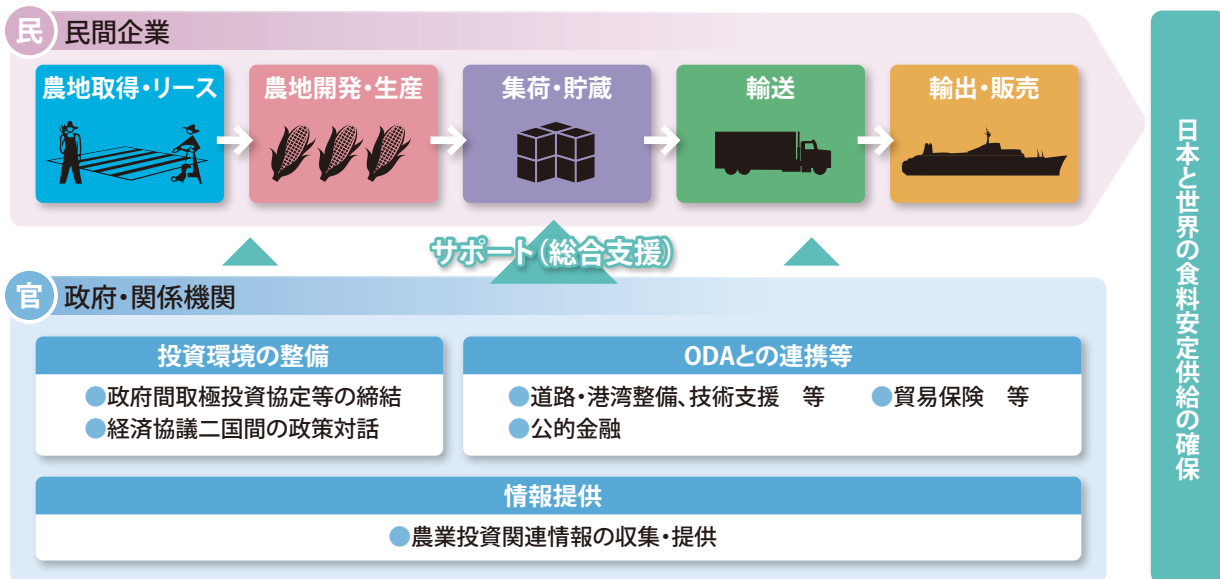
農業投資、特に国際的な投資は、投資側と投資受入れ側の双方が利益を得る形で行われなければなりません。日本は、2009年7月のG8ラクイラ・サミットの機会に、責任ある形での国際農業投資を促進するための国際的枠組みの形成や行動原則の策定を提案しました。この具

体化のため、日本は同年9月、ニューヨークでの国連総会の際に、「責任ある国際農業投資の促進に関する高級実務者会合」を世界銀行、国連と共催するなど、国際社会においてイニシアティブをとっています。

また、日本は同年8月、「食料安全保障のための海外投資促進に関する指針」を策定し、日本自身の行動原則として、被投資国における農業の持続可能性や透明性の確保、法令の遵守、農業者や地域住民への適正な配慮、環境への適切な配慮、および食料事情への配慮、を発表しました。指針では、これらの原則に基づきつつ、道路・港湾整備などの生産・流通インフラ整備へのODAの活用や技術移転、貿易保険などを総合的に活用することで、日本から海外への農業投資促進を図ることが示されています。

農業分野は干ばつや水害など天候リスクに加え、輸出国によって時に輸出規制が実施されるなど非常に投資リスクが高く、さらに開発途上国では農産物の輸送に必要なインフラが整備されていないため、輸送コストが高くなるなど、民間資金を効果的に呼び込める環境ではないのが実情です。日本は、公的支援ツールを活用した官民連携モデルにより、責任ある国際農業投資の促進を図っています^{*1}。

● 海外農業投資官民連携モデルのイメージ



*1：日本は、世界で主要な農業分野のODA供与国（OECD-DAC諸国の支援総額の約2割）として、世界全体の食料増産と農業生産性向上に積極的に取り組んでいる（農業分野における日本の取組に関しては、第II部第2章第2節（45ページ）を参照してください）。

(4) 資源・エネルギー

開発途上国では、電力へのアクセスを享受できない人々が約15億人います^(注45)。エネルギー・サービスの欠如は、産業の未発達、雇用機会の喪失、貧困化、そして医療サービスや教育を受ける機会の制

限といった問題につながります。今後、世界のエネルギー需要はアジアをはじめとする開発途上国を中心に増大することが予想されており、エネルギーの安定供給や環境への適切な配慮が不可欠です。

<日本の取組>

開発途上国の持続可能な開発およびエネルギーの確保のため、近代的なエネルギー・サービスの提供や産業育成のための電力の安定供給に取り組んでいます。また、エネルギー利用の効率化や再生可能エネルギーを活用した発電施設など環境に配慮したインフラ整備支援を行っています。たとえばザンビアでは、配電網や小水力発電設備の整備により、住民の生活環境の改善に貢献しています（「電力アクセス向上事業」）。

また、近年では、民間と連携して発電所や港湾などのインフラ整備を行う取組が進められつつあり、ベトナムでは円借款による発電計画の策定や発電所などの基盤設備の建設によって、後続の発電事業にお

いて日本の企業を含む民間企業の独立発電事業者（IPP）事業参画が促進されました（「フーミー火力発電所建設事業」）。

資源国に対しては、資源開発を通じた外貨獲得によるその国の自立的発展に協力するとともに、鉱山周辺インフラの整備などを含めた資源国のニーズに応じた支援などにより、総合的かつ戦略的な関係の構築・強化を図っています。これらを通じ、企業による資源の開発、生産、輸送の円滑な実施を通じたエネルギー・鉱物資源の安定供給を確保していくため、国際協力銀行（JBIC）、日本貿易保険（NEXI）、石油天然ガス・金属鉱物資源機構（JOGMEC）による支援に加えODAを積極的に活用していくことが重要です。

フリータウン電力供給システム緊急改善計画（シエラレオネ）

シエラレオネでは、内戦や発電所設備の老朽化により、首都フリータウンとその周辺地域の電力供給が極めて脆弱です。このため計画停電が日常化し、一般家庭ではほとんど電力供給を受けられない状態（1週間に1日、数時間程度の電力供給）にあります。そこで日本は、フリータウンの首都機能の維持および周辺地域住民に対する安定した電力供給を行うため、必要な施設整備および増強に関して必要な資金を無償資金協力により供与しています。

(5) 防災と災害復興

世界各国で頻繁に発生している地震や津波、台風、洪水などの災害は、多くの人命や財産を奪うとともに、経済・社会システム全体に深刻な影響を与えています。特に、災害に対して脆弱な開発途上国では、貧

困層が大きな被害を受け災害難民となることが多く、さらに衛生状態の悪化や食料不足といった二次的被害が長期化することが大きな問題となっています。

<日本の取組>

日本は、自らの過去の災害経験から培われたすぐれた知識や技術を活用し、緊急支援と並んで災害予防および災害復旧分野において積極的に支援を

行っています。2005年には神戸で開催された国連防災世界会議において、国際社会における防災活動の基本的な指針となる「兵庫行動枠組2005-2015」

注45：(出典)国際エネルギー機関「2009年世界エネルギー展望」(2009)

が採択されました。日本は国連などと協力してその世界的な実施を推進しています。

また、この会議において日本はODAによる防災協力の基本方針などを「防災協力イニシアティブ」として発表しました。そこで日本は、制度構築、人づくり、経済社会基盤整備などを通じて、開発途上国におけ

る「災害に強い社会づくり」への自助努力を積極的に支援していくことを表明しました。また、2005年のアジア・アフリカ首脳会議では、防災分野に対して、5年間で25億ドル以上の支援を行うことを表明し、支援を着実に実施しています。

バングラデシュ人道支援

2007年11月15日から16日にバングラデシュを横断したサイクロン「シドル」は、死者3,363人、行方不明者871人を出し、これを受け日本は緊急援助物資の供与を行いました。さらに今回の災害で有効性が改めて確認されたサイクロンシェルター（避難所）を同国政府の要請に基づいて無償資金協力により供与しました。多目的サイクロンシェルターの整備により、新たに6万1,000人の避難場所が確保されることが期待されています。

洪水制御セクター・ローン（インドネシア）

インドネシアの主要地方都市では、洪水被害が頻繁に発生しており、その対策が課題となっています。そこで日本は、河川・洪水制御インフラの整備を行っています。さらに、気候変動適応策を念頭に置いた流域管理事務所の能力強化、総合水資源管理計画策定のための各種支援などを実施しています。これらの支援を通して、同地域の洪水被害の軽減および経済発展に貢献しています。

● 国際緊急援助隊

日本は、海外で大規模な災害が発生した場合、被災国政府または国際機関の要請に応じ、迅速に緊急援助を行う体制を整えています。人的援助としては、被災者の搜索・救助活動を行う救助チーム、被災者に対して医療活動を行う医療チーム、災害応急対策などについて専門的な助言・指導などを行う専門家チーム、また特に必要があると認められる場合に派遣される自衛隊部隊の4つがあります。また、物的援助としては、緊急援助物資の供与があります。海外4か所の倉庫に、被災者の当面の生活に必要なテント、発電機、毛布などを常時備蓄しており、災害発生時には迅速に被災国に物資を供与できる体制にあります。

2009年9月30日にインドネシア・西スマトラ州パダン沖で発生したマグニチュード7.6の地震は、死者約1,100人、負傷者約2,900人にのぼる大きな災害となり、日本は、10月1日にインドネシア政府からの要請を受け、国際緊急援助隊の派遣および緊急援助物資の供与を決定し、救助チーム、医療チーム、自衛隊部隊を派遣

しました。さらに、メキシコ（新型インフルエンザ）、ブルキナファソ（洪水）、フィリピン（台風）、パプアニューギニア（コレラなどの感染症）、サモア（地震、津波）、ベトナム（台風）、インドネシア（地震（前述））、ラオス（台風）、ブータン（地震）に対し、緊急援助物資供与を実施しました。



医療活動を行う国際緊急援助隊（写真提供：JICA）

中国四川省における大地震

2008年5月12日に中国四川省で発生したマグニチュード8.0の大地震は、死者約7万人にのぼる大災害となりました。日本は、総額5億円相当の緊急無償資金協力およびテントなどの緊急援助物資を供与しました。また、中国政府による要請を受け、国際緊急援助隊・救助チーム61名および医療チーム23名を派遣しました。

救助チームは、5月16日から19日まで連日、捜索・救助活動に当たりました。医療チームは、中国側と協議を行った結果、緊急医療ニーズの高い四川大学附属华西病院において、中国医療関係者と合同で医療活動に当たりました。医療チームは、5月21日からの10日間で、救急外来、ICU、放射線など8班に分かれて医療活動を行い、約1,500人の診療にかかわりました。

● 国際機関との連携

日本は、2006年に設立された世界銀行防災グローバル・ファシリティ^(注46)への協力を行っています。このファシリティは、災害に対して脆弱な低・中所得国を対象に、災害予防の計画策定などの能力向上および災害復旧を目的としています。日本は、このファシリティに対し、3年間で600万ドルの資金を拠出しています。

防災の重要性への認識の高まりを背景に2006年の国連総会において、各国と、防災にかかわる国連

機関や世界銀行などの国際機関が一堂に会しました。この総会にて、防災への取組を議論する場として、防災グローバル・プラットフォームの設置が決定され、2007年6月に第一回会合が開催されました。日本は、このプラットフォームの事務局である国連国際防災戦略(UN/ISDR^(注47))事務局の活動を積極的に支援しています。2007年10月には、ISDRの兵庫事務局が設置されました。

「第一回斜面防災世界フォーラム」

2008年11月、世界中の斜面災害関係者が一堂に会する「第一回斜面防災世界フォーラム」が東京にて開催されました。日本はUN/ISDR事務局を通じて同フォーラム開催のため、15万ドルの支援を行い、日本が知見・技術を有し、これまで主導的に推進してきた斜面災害分野の国際協力に貢献しました。

(6) 国境を越える犯罪・テロ

グローバル化やハイテク機器の進歩、人の移動の拡大などが進み、国際組織犯罪やテロは、国際社会全体の脅威となっています。薬物や銃器の不正取引、不法移民、女性や児童の人身取引、現金の密輸出入、通貨の偽造および資金洗浄(マネー・ロンダリング)などの国際組織犯罪は、近年、その手口が一層多様化、巧妙化しています。また、テロについては、国際テロ組織「アル・カイダ」および関連団体の勢力はいまだ軽視し得ず、加えて、アル・カイダの思想、テロ

手法の影響を受けた組織による過激主義運動が新たな脅威となっています。このように国境を越えて進行する国際組織犯罪やテロに効果的に対応するには、一国のみの努力では限りがあります。したがって各国による対策強化に加え、開発途上国の司法・法執行分野におけるキャパシティ・ビルディングの支援などを通じて、国際社会全体で法の抜け穴をなくす努力が必要です。

<日本の取組>

薬物対策については、日本は国連麻薬委員会の国

際会議に積極的に参画するとともに、国連薬物犯罪

注46：Global Facility for Disaster Reduction and Recovery

注47：UN/ISDR:United Nations International Strategy for Disaster Reduction

事務所(UNODC)の国連薬物統制計画(UNDCP)基金への拠出などを通じ、アジア諸国を中心とした開発途上国を支援しています。2008年度には、UNDCP基金へ約489万ドルを拠出し、アジア地域の取締り強化プロジェクト、麻薬物質規制プロジェクト、アフガニスタンの刑事司法に関するキャパシティ・ビルディング支援、同国西部・南西部での国境管理および同国南部パキスタン国境地帯における麻薬の需要を減らすための難民コミュニティ支援などを実施しました。

人身取引対策については、被害者の社会復帰、安全な帰国および帰国後の支援に重点的に取り組んでいます。2008年度には、UNODCの犯罪防止刑事司法基金(CPCJF)に10万ドルを拠出し、各種プロジェクトを支援しています。また、国際移住機関(IOM)による「人身取引(トラフィッキング)被害者帰国支援事業」や、不法移民・人身取引および国境を越える犯罪に関するアジア太平洋地域の枠組みである「パリ・プロセス」への支援も行っています。

また、東南アジア諸国などの出入国管理行政機関の担当者を招き、1987年度以降毎年「出入国管理セミナー」を開催し、情報・意見交換を通じた相互理解の増進や協力関係の強化、そして各国の出入国管理業務に携わる職員の能力の向上を支援しています。さらに、1995年度以降毎年「偽変造文書鑑識技術者セミナー」を開催し、日本の偽変造文書鑑識技術や他の先進国などの情報の提供による行政上の技術移転、参加国間における情報の共有を図りました。テロ対策に関しては、テロリストにテロの手段や安住の地を与えない、そしてテロに対する脆弱性を克服するという観点から、テロ対処能力が必ずしも十分でない開発途上国に、テロ対策能力向上のための支援をしています。特に日本と密接な関係にある東南アジア地域におけるテロを防止し、安全を確保することは、日本にとっても重要であり、重点的に支援を実施しています。具体的には、出入国管理、航空保安、港

湾・海上保安、税関協力、輸出管理、法執行協力、テロ資金対策、テロ防止関連諸条約などの各分野において、機材供与、専門家の派遣、セミナーの開催、研修員の受入れなどを実施しています。特に2006年以降、テロ対策等治安無償資金協力が創設され、開発途上国でのテロ対策の支援を強化しています。

2008年5月には米国、オーストラリアおよびマレーシアとの共催により、生物テロ対策における関係機関間の情報共有・連携に焦点を当てたワークショップを開催しました。また、11月には、ベトナムでテロが起こったことを想定して、日本およびASEAN各国の交通担当省、港湾管理者など関係組織間で保安情報の伝達を行う、第3回日ASEAN港湾保安共同訓練を実施しました。さらに、UNODCテロ防止部へ6万6,000ドルの拠出を行い、インドネシアを中心としたASEAN諸国へのテロ対策法整備支援を実施しました。

このほか、海賊行為についての対策も講じる必要があります。日本は、石油や鉱物などのエネルギー資源の輸入のほとんどを海上輸送に依存しており、重要な海上交通路における海賊対策は日本の平和と安定に直結します。海賊問題解決のためには、沿岸国の取締り能力の向上や不安定なソマリア情勢の安定化、情報の共有強化、人材育成などが重要であり、日本はこれらに関して具体的な支援を行っています。



外務省 日本の人身取引対策パンフレット

マレーシア海上警備強化機材整備計画

世界海運の約3分の1の大型船舶が通過するマラッカ海峡では、海賊行為が多く発生しており、同海峡を含むマレーシア海域の保安体制強化が課題となっています。日本はテロ対策等治安無償資金協力を通じて、マレーシア海上警察が海上保安のために必要な小型高速艇、夜間暗視装置などの供与を実施しました。

タイにおける人身取引被害者の芸術療法に係るプロジェクト

2008年、日本はタイにおいて、UNODCを通じ、人身取引被害者の心理的ケアを行うアートキャンプを実施しました。アートキャンプは、演舞、合唱、水彩画、粘土細工などを通じた芸術療法により自己表現の方法を学ぶ機会を与え、被害者の心の傷の回復と社会復帰を目指したものです。チェンマイの被害者保護施設から参加した幼い兄弟も、それまでは笑顔を見せることがありませんでしたが、このプログラムに参加している間、多くの笑顔を見せてくれました。



4. 平和の構築

冷戦後の国際社会では、民族・宗教・歴史などの違いによる対立から地域・国内紛争が多発しています。紛争は、難民や国内避難民を発生させ、人道問題や人権侵害問題を引き起こすとともに、長年の開発努力の成果を損壊し、莫大な経済的損失を生み出しま

す。このことを踏まえ、2005年に国連総会と安全保障理事会にて、平和構築委員会の設立が共同決議されました。この委員会は、紛争解決から復旧、復興および国づくりに至るまでの一貫したアプローチに基づいた助言や提案を行っています。

＜日本の取組＞

具体的な取組としては、紛争下における難民支援や食糧支援、和平（政治）プロセスに向けた選挙支援などを行っています。紛争の終結後は、平和の定着に向けて、元兵士の武装解除・動員解除・社会復帰（DDR^{注48}）への取組や治安部門の再建など国内の安定・治安の確保などへの支援を行っています。また、難民や国内避難民の帰還、再定住への取組、基礎インフラの復旧を通じて復興支援を行っています。

さらに、次の紛争が起こらないよう平和を定着させるべく、行政・司法・警察機能の強化、経済インフラや制度整備支援、保健や教育といった社会セクターへ

の取組を進めています。このような支援を継ぎ目なく行うため、国際機関を通じた支援と、無償資金協力、技術協力、円借款という二国間の支援を組み合わせることで対応しています。

2007年6月、日本は、これまでの平和構築分野での取組が評価され、国連の平和構築委員会の議長に選出されました。2008年12月までの議長としての任期の間、国連の安全保障理事会との連携強化や世界銀行、IMF、地域機構との関係強化、対象国への関心の喚起や支援の呼びかけなど、委員会の活動の強化と定着に尽力しました。

● 平和構築分野での人材育成

多様化・複雑化する平和構築の現場のニーズに対応するため、2007年度、日本は、平和構築の現場で活躍できる人材を育成する「平和構築人材育成事業」を立ち上げました。2008年度は前年同様、日本およびその他のアジア諸国からの研修員約30人を対象に、①国内研修、②海外実務研修、③就職支援、を3本柱とした研修事業を実施しました。この研修を修了した研修員の多くが、スーダン、東ティモールなど

の平和構築の現場で活躍しています。また、2009年から、官民を問わずシニアの方の活力を平和構築に活用するとの観点からこの事業を拡充し、「シニア専門家向けコース」などの新たなコースを実施しています。平和構築の現場で役立ち得る専門知識を有するシニア専門家を対象に、必要な研修を実施した上で平和構築の現場へ派遣するものです。

注48：DDR:Disarmament, Demobilization and Reintegration

図表 II-7 平和構築概念図



(1) イラク

国際社会はイラクの平和と安定を回復し定着させるため、国づくりの支援を進めています。イラクが平和な民主的な国家として再建されることは、イラク国民や中東地域、および日本を含む国際社会の平和と安定にとって極めて重要です。2005年には国民議会選挙が実施され、2006年に新政府が発足しました。2007

年5月には、政治、治安、経済、社会などの広範な分野にわたるイラク政府と国際社会の協力の在り方を定めた「イラク・コンパクト」発足に関する閣僚級会合がエジプトで開催され、74の国・機関が参加しました。イラク政府による主体的かつ自律的な取組を国際社会が支援していくことが期待されています。

< 日本の取組 >

日本はこれまで、自衛隊派遣による人的貢献とODAによる支援を「車の両輪」としてイラクの復興を支援してきました。自衛隊による支援については、陸上自衛隊が2004年初めから2006年7月まで、サマーワを中心に医療、給水、学校などの公共施設の復旧・整備といった人道復興支援活動などに従事しました。航空自衛隊による国連や多国籍軍の人員・物資の輸送活動については2008年12月に終了しました。

ODAに関しては、2008年度末時点で無償資金協力による直接支援約17億ドルを供与し、その着実な実施に取り組んでいます。また、様々な分野の研修事業を通じて、イラクの行政官や技術者に対する能力向上支援を行っています。2008年度末までにエジプトやヨルダンといった周辺国や日本で約3,100名のイラク人が研修を受けました。円借款による支援につい

ては、イラク側との協議や各種調査を経て、2008年度末までに、電力・運輸・石油・かんがいなどの分野で12件、約24億3,000万ドルの供与を決定しました。

債務問題については、2004年にパリクラブにおいてパリクラブ加盟諸国が保有するイラク債務総額約372億ドルのうち、80%を3段階で削減する合意が成立しました。これを受け日本は、2005年11月に約76億ドルの債権（日本は第1位の債権国）を3段階に分けて合計80%削減する内容の交換公文を日本・イラク間で署名しました。そして、2008年12月の削減を最後に合計約67億ドルの債務削減を完了しました。

サマーワを中心とするムサンナー県では、自衛隊の活動と連携し、総額2億ドル以上に及ぶ草の根・人間の安全保障無償資金協力や緊急無償資金協力による支援を実施してきました。特に、安全な飲料水の提

供、電力供給の安定化、基礎的な医療サービスの提供、衛生状態の改善、教育環境の改善、生活道路の確保、雇用機会の創出、安全な生活を送るための治

安回復および人材育成を優先課題として取り組んできました。

(2) スーダン

スーダンは、9か国と国境を接し、アフリカ最大の国土を有しています。また、ナイル川の水利を制し、紅海の自由航行にも影響を及ぼすため、その安定は、アフリカ全体にとって非常に重要です。

スーダンでは、1983年以降継続していた南北内戦が、2005年1月に南北包括和平合意(CPA)により終結し、暫定憲法が公布されるなど、和平に向けた本

格的なプロセスが始まっています。しかし、約500万人にものぼる国内避難民、経済・社会基盤の破壊、武器拡散や地雷、多数の元兵士の存在など、内戦の傷跡が残っています。また、西部ダルフール地域では、反政府武装勢力の活動が継続しており、政府の鎮圧活動と併せ、地域の開発と安定の阻害要因となっています。

< 日本の取組 >

2005年にノルウェーのオスロで開催された支援国会合において、日本は、当面1億ドルの支援を表明し、2007年度末までに約2億ドルの支援を実施しました。さらに、2008年にオスロで開かれた第3回スーダン・コンソーシアム会合では、国内避難民の帰還・社会再統合支援を進めるとともに、保健、水・衛生、教育、運輸などの基礎生活分野を中心に、当面、2億ドルの支援を表明しました。たとえば、20年以上続いた南北内戦により発生した計18万人とされる元兵士に対して、武装解除・動員解除・社会復帰(DDR^(注49))の支援を行っており、同国の平和の定着や民主化支援に貢献しています。また、国際機関や日本のNGOと積極的に連携しながら、難民の帰還・再統合支援、地雷・不発弾の除去活動や回避教育、水供給関連施設整備、小児感染症対策などの医療支援、食料支援などを行っています。

さらに、日本は、スーダンの平和構築のため人的貢献を行っています。2008年10月、国連スーダン・ミッション(UNMIS)に自衛官2名を司令部要員として派遣したほか、国連機関職員として約30名、NGO職員とし

て約25名の日本人がスーダンで活躍しています。

ダルフール問題に関しては、国連安全保障理事会や国際刑事裁判所(ICC^(注50))においても取り上げられているなど、国際社会の大きな懸案となっています^(注51)。日本は、ダルフールにおける「平和」、「正義」を両立させるべく、この問題の解決に向け、国連安全保障理事会と歩調を合わせ、スーダン政府を含む関係者の具体的努力を引き続き働きかけています。さらに、日本は、スーダンにおける和平プロセスを推進するための支援として、ダルフール和平合意(DPA^(注52))に基づき設けられたダルフール・ダルフール対話^(注53)に対し、現地住民の声を集約するためのセミナーを開催しています。

スーダン支援は、TICAD IVの重点分野の一つに掲げられているとともに、日本が対アフリカ政策の重要な柱として強調する「平和の定着」に向けた支援の一例でもあります。スーダン国民が等しく平和を享受することが重要であるとの考え方にに基づき、今後も同国の平和の定着に向け、取り組んでいく考えです。

注49：2010年予定の総選挙、2011年予定の南部独立を問う住民投票、南北両軍の武装解除・動員解除・社会復帰(DDR)等の実施を今後の主な取組内容としている。

注50：ICC:International Criminal Court

注51：スーダン西部のダルフール地方では、2003年ごろから紛争に伴うアフリカ系住民、特に婦女子に対する暴力行為が激化しており、これまで約30万人が死亡し、難民・国内避難民約270万人が発生しているといわれている。

注52：2006年5月に、スーダン政府と一部反政府勢力との間で、ダルフール和平合意(DPA)が署名されたが、主要反政府勢力の署名拒否により、その後も紛争が継続している。同地域の人権・人道状況は、国際社会の強い関心事項となっている。

注53：スーダン政府とダルフール反政府勢力の和平プロセスに、収奪された財産の補償や土地の返還等の住民の利害に絡む問題に関する現地住民の意見を反映するためのシステム。

(3) 不発弾および対人地雷・小型武器等

かつて紛争中であった地域には、クラスター弾などの不発弾や対人地雷がいまだ残存しており、また非合法的な小型武器がまん延しています。これらは子どもを含む一般市民にも無差別に被害を与え、復興および開発活動を妨げるだけでなく、新たな紛争の

原因になります。不発弾・地雷除去や非合法小型武器の回収・廃棄への支援、地雷被害者の能力強化など、国内安定や治安確保に配慮を払った支援が重要です。

< 日本の取組 >

クラスター弾については、2008年に「クラスター弾に関する条約」が成立し、同年12月に日本を含む94か国が署名をしています。日本は、この条約で規定されている国際的な協力および援助を着実に実施しています。たとえば、レバノンでは、人間の安全保障基金を通じて、職業訓練などの提供によるクラスター弾被害地域の経済復興活動および不発弾除去のために国連PKO(平和維持活動)局地雷対策サービス部(UNMAS)と国連開発計画(UNDP)が実施するプロジェクトに対し、2007年から約3年間で約3億3,800万円の支援を行っています。

対人地雷については、日本は、2004年の対人地雷禁止条約(オタワ条約)の第1回検討会議以降、アジア・中東・アフリカ地域に重点を置きながら、①「平和の構築」への貢献、②「人間の安全保障」の視点の重視、③産官学民の連携およびその一環としての技術開発への取組という三原則に従った支援を行って

います。産官学民の連携としては、カンボジアやアフガニスタンにおける日本製地雷除去機の実証試験の実施を支援しています。2009年1月には、カンボジアにおける実証試験を終えた日本製地雷除去機3台がカンボジア政府側に引き渡されました。

小型武器対策としては、開発支援を組み合わせた小型武器の回収、廃棄、適切な備蓄管理などへの支援を行っています。さらに、武器の輸出入管理や取締り能力の強化、治安の向上などをめざす関連法制度整備や法執行機関の能力構築支援、元兵士や元児童兵の武装解除・社会復帰事業、小型武器関連の啓発や専門家によるセミナーの開催などを実施しています。たとえば、リベリアにおいては、UNDPを通じて小型武器削減とともに開発事業を行い、社会インフラの整備とコミュニティの自立と復興を支援するほか、リベリア国家警察の能力向上を通じ国内治安の安定を図る複合的な支援を行っています。



アフガニスタンにて現地実証テストを実施した対人地雷除去機
(写真提供：コマツ)